

## 大会テーマ研究会／第3分科会

10月17日(木) 13:00~15:00

## 史料保存の担い手とその養成

—専門職問題委員会の取組み—

学習院大学 高埜 利彦

## はじめに

本報告は、全史料協専門職問題委員会の公式な報告ではない。報告者が個人の立場で、個人の責任において行なうものである。ただし、報告者は現在、専門職問題委員会委員であり、同時に歴史教育と研究に携る者である。

本報告では、史資料保存のあり方を幅広く民間に至るまで概観し、その担い手であるアーキビストの役割とその養成制度や資格制度確立のための、この間の取り組みを紹介する。

## 1 史料保存の担い手たち

史料とは、家・地域・団体・社会・国家などで生まれ育ち所属した人々にとって、そこに存在した証となる。だから史料は保存される必要があるし、税金を投入して公機関が保存・管理につとめることになる。つまり、歴史研究者のために史料を残すというのではない。史料とは、個人にとって集団にとって、民族にとって、国家にとってかけがえのないものなのである。

このような史料を保存する担い手は、公的機関であるところの独立行政法人国立公文書館や国文学研究資料館史料館、都道府県立文書館・自治体史編纂室、市区町村文書館などが存在し、なおぞくぞく増加し充実していく傾向にあることは喜ばしい限りである。また私的な史料保存の担い手として、企業アーカイブズが今後展開していくことは重要なこととなろう。これから紹介するのは民間にあって各地域の史料調査を独自の方法で進めている調査団体である。すなわち、房総史料調査会・甲州史料調査会・田中家文書調査会・越佐歴史資料調査会・天草史料調査会・奥羽史料調査会・中央大学山村研究会などである。

表（後掲、富田健司氏作成）「民間史料調査6団体现状データ」をご覧いただきたい。この6団体の他にも11年間続く中央大学山村研究会や近年発足した奥羽史料調査会など、他にも調査会はあるだろうか<sup>3</sup>、ここではデータの集まる6団体を一覧表にした。全国各地に広がりを見せ、その調査形態は県内移動型と拠点型に二分される。調査概要では、参加費用が自己負担であるか、会費制であるかは別にして、自治体からの支給を受けているものは殆どないところに共通の特徴がある。活動面では史料調査のほか現地との交流が持たれており、研究成果発表のほか現地で親睦会を持っている団体もある。歴史研究者が使える史料だけを持ち帰ってしまったような遥か過去の時代とは異なる、現地保存主義の史料調査活動であることを改めて広く認識して欲しい。「歴史研究者はまずアーキビストであれ」と提言してきたが、これは研究をしてはいけないと言っているのではない。史料の保存・管理体制を作り、誰でも史料を利用できる形にした上で、歴史研究者として史料を解読・解釈し、地域の歴史像を形成し、その研究成果を地域に還元するのは大いに歓迎されることである。

表からもう一点指摘しておきたいことは、県や市の文書館との関係を強く持つ調査団とそうでないものに大きく分かれる点である。新潟県立文書館と越佐歴史資料調査会との関係は見事に取られており、民間の天草史料調査会から本渡市立天草アーカイブズ設立に向かった事例も注目される。

6年前、秋田における全史料協全国大会で細川章さんが「多久古文書の村」における史料保存の実践報告をなさったように、その他多様な

地域や機関において史料保存を担う人々＝アーキビストが活動をしているのであろう。

アーキビストは、すでに時間の経過した歴史資料（古文書）のみならず、これから未来に残すべき選別の必要な現用文書まで多様な文書を対象に取扱い、しかも現代の電子媒体記録の保存・管理問題まで取扱う幅広さが求められる。

## 2 アーキビスト養成のための取組み

### 第1期公文書館法公布前後の取組み

1987（昭和62）年12月15日に公布され翌年6月1日に施行された公文書館法の前後の全史料協の活動は、まず公布に向けての努力を重ね、（公文書館法問題小委員会報告者「記録遺産を守るために－公文書館法の意義と今後の課題－」1989年1月参照）その上で付則2項「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。」が新たな大きな課題となった。付則2項撤去のために、1989（平成元）年1月「文書館専門職（アーキビスト）の養成についての提言」がなされ、同年10月には全史料協第15回大会総会において、内閣総理大臣宛「公文書館専門職員養成制度の確立に関する要望書」を採択した。

### 第2期専門職問題特別委員会（第1次）の取組み

約11年前の1991年11月7日に、全史料協第17回大会総会において専門職問題特別委員会の設置が決定された。その委員会の成果が1992年の10月20日に報告書「アーキビスト養成制度の実現に向けて」として全史料協会長に提出されている。その中身は、アーキビストの役割や倫理綱領、養成するためのカリキュラムなどが検討されたものである。養成カリキュラムについては、1982年ユネスコにおいてマイケル・クック氏が発表したガイドラインを参考にしたものであった。

その後、全史料協大会などにおいて、「文書館専門職員養成制度の確立に関する請願書」の提出などへの取り組みが盛んに行なわれた。

### 第3期第2次専門職問題特別委員会・専門職問題委員会の取組み

1994年に全史料協第2次の専門職問題特別委員会が設置発足した。これをうけて、1995年には、シンポジウム「アーキビスト問題を考える」が企業史料協・地方史研究協議会・日歴協史料保存利用問題特別委員会・東日本大学史連絡協議会の共催で、学習院大学において行なわれた。この問題は、日歴協史料保存利用問題特別委員会がその後も継承して、連年、2000・2001・2002年6月と開催され、引き続きこの問題が論じられている。

1995年12月18日に第2次「アーキビスト制度への提言」が全史料協会長に提出された。アーキビストの資格制度とそれに応じた教育システムなどへの提言がなされた。

その後、1996年に全史料協全体の構造改革改組が行なわれ、専門職問題委員会と名称を変えたが、その内容については変わることなく、問題に取り組んでいる。

それから約5年間が経過しており、具体的な提言をするには未だ到ってはいないが、その間に国立公文書館による研修制度が発足しており、これとの関連をどう見極めるかということがあった。先ほど富山県立文書館からの報告であったように、2～3年で行政職の配置転換があり、それによりアーカイブズに入った人（初心者）の研修を国立公文書館で行なうということは意味があるが、しかしこれは、欧米やアジア諸国の国や大学で行なわれているアーキビスト養成制度とは性格が異なるものであることが明白になった、そういう期間である。

## 3 今後の課題

### (1) ネットワーク作り

一人のアーキビストが何から何まで担当できるのは理想ではある。しかし、例えば古文書整理から電子記録までの保存・管理を一人で担当するのは容易ではない。いかにして民間の調査団体やその他のアーキビストとのネットワークを形成し共同作業を行なえるかが問題である。先刻紹介した、新潟県立文書館と越佐歴史資料調査会との関係や、天草アーカイブズなどの事例、あるいは富山県からの事例報告

にも見られるように、各館において、いかにして県内文書を調査するのかという課題に際して、どれだけ民間グループとの共同作業が可能なのかということは、是非考えて行きたい課題である。

## (2)アーキビスト資格制度確立

### ①カリキュラムについて

第1次と第2次の提言を受けて、カリキュラムを検討していかなければならない。第1次の提言の際に参考にしたマイケル・クック氏のカリキュラム案以降に、世界各地で新しいガイドラインが示されている。(例：アメリカ・アーキビスト協会が今年発表したアーカイバル・スタディーズの大学院課程のためのガイドラインや、それに類似しているカナダ・アーキビスト協会のもの。イギリスのアーキビスト協会が1994年に認定した記録史料管理学の大学院課程のカリキュラムや、それと同じ型のカリキュラムを考えているオーストラリア、ニュージーランドの例。：駿河台大学、保坂裕興氏の研究報告よりの引用)

現在は文字通りグローバル・スタンダードな世界的基準が求められており、それを取り入れ学びながらカリキュラムを作っていくことが、具体的な、緊急課題の一つであろう。

### ②教育機関について

上述の養成カリキュラムを誰が担っていくかという問題がある。

今年から、国立史料館（国文学研究資料館史料館）において、アーカイブズ・カレッジとして7月・9月に集中講義を行なっている。これは長年行なってきた史料管理学研修会を一層充実改善させたもので、具体的には2単位科目であれば6科目、4単位科目であれば3科目に相当する講義を集中的に行なうという形でスタートしている。各大学でのアーキビスト養成の授業科目を始めているのは、すでに駿河台大学が行なっているほか、学習院大学でも来年4月から大学院科目の中で3科目を試みに開設する予定になってい

る。

大学院が単独で単位を充足させることが難しい場合は、いくつかの大学院が連携して授業科目を開設して単位互換を行なっていく形で必要な授業数をクリアしていく方法が考えられている。

### ③資格認定機関について

アーキビスト資格認定協会（仮称）のような機関を設置し、資格認定の主体を設立する必要がある。その協会が明示した資格取得の条件（授業科目と単位数）を満たした単位取得者を認定していくということが考えられる。または、今現在アーカイブズで専門職として勤めている経験者について、どのように資格認定していったらよいか、という問題を含めて扱う資格認定の主体が必要である。

その場合に、例えば資格認定カリキュラムの中で実習をどの程度必要とするのか、あるいは国立史料館と各大学院との関係においてどのようにカリキュラムを住み分けていったらよいか、あるいは資格認定の主体的機関を設置するには、具体的に今どのような課題があるのかといった問題がある。

例えば、参考になるのは、「カウンセラー臨床心理士認定協会」と大学院がカリキュラムをどのように設定していったかなどということが参考になるのではないかと考える。

今回は専門職問題委員会の公式な発表ということではなく、委員の一人として考えていることや、当委員会において今現在取組んでいる様々な課題、さらにこれから具体化して行こうとしている現状について報告した。

民間史料調査6団体現状データ

NO	1	2	3
団体名	房総史料調査会	甲州史料調査会	田中家文書調査会
発会年	1986年(昭和61)3月	1991年(平成3)7月	1994年(平成6)8月
調査地	千葉県	山梨県	愛媛県宇和島市三浦
調査形態	県内移動型(東金市・茂原市・君津市・館山市・睦沢市)	県内移動型(塩山市・山梨市・河口湖町・境川村)	拠点型(三浦公民館三浦分館)
調査概要	調査は年間4回程度、週末を挟んだ2泊3日で史料の所在する現地で作業を行う。参加費用は全て自己負担。参加者数は時期により変動するが、2001年度は1回平均23名である。本会は史料群の原(現)秩序把握を重視した調査方式「現状記録法」の草分け的存在として、各地の調査会、史料調査論に大きな影響を与えていることで知られている。	調査は年間2~3回、週末を挟んだ2泊3日(3泊4日)で基本的に所蔵者宅にて作業を行う。参加費用は全て自己負担。参加者数は数名から多い時は30名を超える。本会は房総史料調査会の影響を受けて、史料の現状を尊重した調査法を追求するとともに、誰もが自由に参加できるフラットな会運営を目指している。	調査は夏季8月4泊5日、西三浦分館で行われる。参加費用は交通費、調査参加費のみ自己負担である。参加者数は10数名から多い時は30名を超える。食事ははじめとする日常一般は、地元の田中家史料保存委員会のボランティアによって支えられ、調査会と地元が一体となって史料保存活動を行っていることが本会の特徴である。
調査文書群	千葉県内区有文書・個人所蔵文書。	山梨県内区有文書・個人所蔵文書・寺社文書。	「田中家文書」近世中期から近代にかけて主に田中家の政治・社会活動に関わる一大文書群。同家は宇和島藩東西三浦の庄屋、戸長、三浦郵便局長等を勤めた。また、近世の宇和海漁業史文書群としても貴重である。点数は4~5万点と推測される。
諸活動	調査成果を利用した近世・近代史研究及び史料調査論発表の場として「例会」(年間2回)を開催している。また、調査期間中に小報告を行っている。	調査成果を利用した近世・近代史研究発表の場として例会を調査期間中及び郡内で臨時開催している。1997年には河口湖町シンポジウム「富士御師のいた集落」を開催した。	調査期間中に田中家文書から判る三浦地域史や草の根文書館等についての講演会、地元住民と調査参加者との交流会を開催している。千葉大学内で田中家文書を読む会(月1回)を開催している。
運営体制	東大・千葉大・学習院大・お茶の水女子大の院生等を中心とした「年寄会」が調査案内・会誌発行等の実務を担当している。	学習院大院生、OG等を中心とした事務局が調査案内・会報発行等の実務を担っている。	事務局は千葉大学文学部史学科菅原研究室に設置されている。平時の史料管理は田中家史料保存委員会が行っている。
参加者構成	東京大・千葉大教育学部・宇都宮大・学習院大の学部生・院生・OB・OG、大学教員、史料保存利用機関職員。会員制で、会員数は134名(2002.2現在)。	学習院大・関東近郊の大学学部生・院生・OB・OG、大学職員、史料保存利用機関職員。県内在住者の参加者割合は低い。非会員制。	千葉大文学部、愛媛大学部生・院生・OB・OG、大学職員、県内高校教員、史料保存利用機関職員。会員制で50名強の会員がいる。
諸関係	史料所在情報の交換、現状記録・史料目録・収集マイクロフィルムを千葉県史料研究財団へ貸与する等自治体史編さん機関と協力関係を結んでいる。	河口湖町では教育委員会から史料所在の情報提供を受けたが、自治体との本格的連携は模索中である。なお、1997年のシンポジウムは河口湖町教育委員会の協賛を得た。	田中家史料保存委員会は田中家文書等を保存活用し、地域の文化向上に資するために1990年に発足した。同会の存在無しでは調査活動は成立しないといっても過言ではない。
刊行物	会誌『紙魚之友』(1~21号)、年寄会の活動状況を知らせる「年寄部屋通信」(1~26号)を発行している。既刊研究論集として「近世房総地域史研究」(東大出版会、1993年)がある。	会報「桃太郎」(1~26号)、シンポジウム記録「河口湖シンポジウム 富士御師のいた集落」を発行している。現在、富士山御師に関する研究論集を企画中である。	会誌『三浦通信』(1~9号)『愛媛県宇和島市三浦田中家文書目録』(第1~2集)、『宇和海浦方史料-三浦田中家文書-』(第1~2巻)、科研費報告書「漁村文書の総合的研究」(1999年)。
調査会文献	立野晃「房総史料調査会の活動について」(『記録と史料』5号、1994年)	西田かほる「甲州史料調査会の活動について」(『地方史研究』246号、1993年)、同「地域史料の保存と民間調査-甲州史料調査会の場合-」(『日本歴史学協会年報』17号、2002年)	菅原憲二「伊予国宇和郡三浦田中家文書調査中間報告-宇和島藩浦方文書の整理と史料紹介-」(『千葉大学人文研究』21号、1992年)、安藤正人「草の根文書館の思想」(岩田書院、1998年)
調査会連絡先	〒263-0022千葉県稲毛区弥生町1-33千葉大学教育学部歴史学研究室内房総史料調査会	〒171-8588豊島区目白1-5-1学習院大学文学部史学科内高埜研究室気付甲州史料調査会	〒263-8522千葉県稲毛区弥生町1-33千葉大学文学部史学科菅原研究室気付田中家文書調査会

(2002.10.17 文責-学習院大学大学院 富田健司)

4	5	6
越佐歴史資料調査会	天草史料調査会	城川町文書館館員制度
1997年(平成9)6月	1997年(平成9)8月	2001年(平成13)3月
新潟県	熊本県本渡市	愛媛県東宇和郡城川町
県内移動型(東頸城郡安塚町・北魚沼郡守門村)	拠点型(本渡市立天草アーカイブズ)	拠点型(城川町文書館)
調査は年間3回、週末を挟んだ2泊3日(1泊2日)で行われる。参加費用は全て参加者負担。現状記録論など最近の調査法を導入しつつ、「史料の現地主義」-史料の現地整理・現地利用・現地保存-を鉄則とし、史料が伝存する地域の人々と共に史料整理をする地域住民参加型の調査活動が本会の最大の特徴である。	調査は夏季8月6泊7日で行われ、調査前日ミーティング、調査後にオプションツアーが組み込まれている。参加費用について、中西家文書調査は本渡市委託事業となっており、宿泊・食費のみ支給されるが、養田家文書調査は自費である。調査法には段階的整理法を採用している。	城川町文書館は教育委員会主管で、運営は城川町史談会に委託されている。専任職員が不在のため、文書館を支援するボランティア「館員」制度が発足し、館員らが中心となって活動を行っている。館員は3年間に1回以上来館し、調査活動に参加する規則となっている。各調査は2泊3日(1泊2日)、文書館で段階的整理法を採用し実施される。
新潟県内個人所有文書、区有文書。	「本渡市中西家文書」、「河浦町養田家文書」。	「魚成村役場文書」、「曹洞宗龍澤寺文書」「遊子川村別宮家文書」。
現地報告会。2001年11月安塚町で開催された報告会「古文書in安塚」は、第一部「屏風の下張り文書の解体について」の報告会、第二部「史料保存と町づくり」、第三部「交流会(地酒の夕べ)」の三部構成で行われた。	調査会メンバーが「本渡市立天草アーカイブズ」設立に対し支援を行っている。	町職員、城川町史談会会員等に向けた館員活動報告会。2001年11月「奥伊予ふるさと祭」(城川町文化祭)において「進駐軍がやってきた? -城川町文書館第1回活動展-」を開催した。
県内の大学、高校教員、史料保存利用機関職員等8名の世話人協議によって調査案内、会報発行等の事務が行われている。非会員制。	事務局は本渡市立天草アーカイブズ(アーカイブズ設立前は本渡市立歴史民俗資料館)に設立され、代表1名、幹事若干名の委員によって運営されている。非会員制。	「館員」制度の運営、調査事務、城川町及び史談会との連絡調整などは、南予の史料保存利用機関学芸員が行っている。
史料が伝存する地域に存在し、地域史や古文書に関心がある人々を中心に県内参加者が圧倒的に多い。その他、県内外の大学生・院生、教員、史料保存利用機関職員。	九州大・山口大学部生・院生・OB・OG、大学教員、史料保存利用機関職員。本渡市内高校教員など近年地元参加者が増加している。	「館員」制。愛媛大学部生・院生、大学教員、県内外の史料保存利用機関職員、中等学校教員など。館員数は36名(2002.9現在)。
県立文書館から文書整理備品の援助を受けると共に、文書館へ作成の目録を供与している。調査の広報、調査会場の設定等で地元教育委員会と情報提携を行っている。	本渡市は2002年4月「本渡市立天草アーカイブズ」を開館し、市町村合併を見通した公文書・民間所在史料の保存業務を行っている。	
会報「越佐歴史資料調査会 会報」(1~14号)を発行している。		HPで調査成果、調査案内等を公表している。
長谷川伸「地域と歩む史料調査活動-越佐歴史資料調査会の活動を中心に-」(『新潟県立文書館研究紀要』7号、2000年)、同「地域と歩む史料保存活動の歩み-越佐歴史資料調査会の紹介-」(『地方史研究』275号、1998年)、山本幸俊「越佐歴史資料調査会の近況と課題」(『地方史研究』295号、2002年)	富善一敏「天草史料調査会の旗揚げ」(『記録と史料』8号、1997年)、本多康二「当館の地方資料保存利用機関としての活動-天草史料調査会との協力-」(全史料協編『会報』47号、1999年)	東昇「城川町文書館と「館員」制度」(『記録と史料』12号、2002年)、HPアドレス- <a href="http://matsuyama.cool.ne.jp/monzyokan/">http://matsuyama.cool.ne.jp/monzyokan/</a>
〒943-0166上越市寺581-1山本幸俊方	〒863-0013本渡市今釜新町3706本渡市立天草アーカイブズ	〒797-1701東宇和郡城川町土居335城川町文書館、調査案内等はHP参照のこと。